



つみたてNISAとは?

ご本人・ご家族の
将来に向けた投資を行い、
非課税でお金を育てる
制度です。



始まります。



つみたてNISA 5つのポイント



非課税投資額は、
毎年40万円まで(20年間で最大800万円)となります



公募株式投資信託の譲渡所得・配当所得が
最長20年間非課税となります ※注①



長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定 ※注②



定期・定額での積立投資となります



現行NISAとつみたてNISAとは1年毎の
選択となり同年に併用はできません

※注①
制度期間2018年から2037年までの20年間

※注②
つみたてNISAの投資対象商品

公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの)で、累積投資に適した商品性であるものとして以下の条件を満たす商品(投資信託会社が金融庁へ届出をしたものに限ります。)

- ① 信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること
- ② 毎月分配ではないこと
- ③ 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと
- ④ その他一定の事項

記載内容は平成29年7月31日現在の税制・関係法令などに基づき記載をしております。
今後、税務の取扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値などは将来にわたって保証されるものではありません。

NISAのご利用は *shin* で!

 **遠州信用金庫**
<http://www.shinkin.co.jp/enshin>

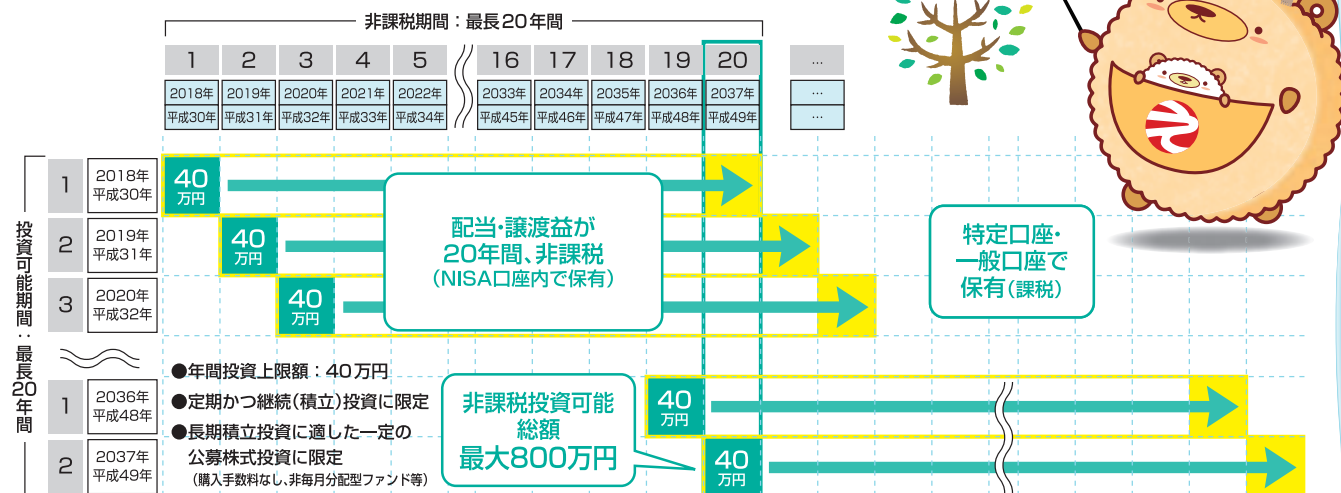
相談センター 投資信託担当

 **053-472-2946**

受付時間 月～金曜日9:00～17:00(祝日・休業日を除く)



つみたて NISA のイメージ



(出所：平成28年12月8日発表の平成29年度与税制改正大綱より作成)

事 項	NISA(成人)	つみたてNISA 新設	ジュニアNISA
利用できる年齢	20歳以上	20歳以上	0歳から19歳
年間非課税投資額	120万円	40万円	80万円
非課税投資総額	600万円(120万円×5年)	800万円(40万円×20年)	400万円(80万円×5年)
投資対象	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託	信託期間が20年以上、非毎月 分配型等の公募株式投資信託など	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託
投資可能期間	2014年1月1日～ 2023年12月末まで	2018年1月～ 2037年12月末まで	2016年4月～2023年12月末まで ※2023年以降も口座開設者が20歳に到達 するまでは非課税保有を継続可能
非課税運用期間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から 最長20年間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)
払出制限	なし	なし	18歳まで途中払出に制限 (災害等やむを得ない場合は 非課税での払出が可能)
口座名義人	本人	本人	子
運用口座の管理	本人	本人	親権者等が代理
金融機関変更	可能	可能	不可

※「現行NISA」と「つみたてNISA」は選択制となります。

【投資信託に関する留意事項】●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象ではありません。●投資信託の運用による損益は投資信託をご購入されたお客さまに帰属いたします。●投資信託は、国内外の値動きのある株式・債券・不動産投資などの有価証券等に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。また外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。●投資信託は、ご購入時にお申込手数料(お申込金額または基準価額に対して最大3.24%(税込))ならびにご換金時には一部の商品で信託財産留保額(ご換金時の基準価額に対して最大0.5%)が基準価額から差し引かれるものがあります。保有期間中には信託報酬(純資産総額に対して最大年率1.89%(税込))とその他の費用として監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入れ資産の保管等に要する諸費用等を信託財産から間接的にご負担いただきます。なお、「その他の費用」および「手数料等の合計額」については、保有期間や運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等によりご確認ください。●投資信託のリスクおよび手数料等は商品ごとに異なりますので、投資信託をご購入の際は、当行本・支店の窓口にて事前にお渡しする各商品の最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面の内容をよくお読みいただいたうえ、ご自身でご判断ください。【NISA口座・ジュニアNISA口座に関する留意事項】●ジュニアNISA口座の開設は、日本国内にお住まいの方で、開設する年の1月1日時点で19歳以下の未成年の方が対象となります。●ジュニアNISA口座は、1人1口座(1金融機関)しか開設できません。またNISA口座と異なり、金融機関の変更はできません(廃止後の再開設は可能です)。●18歳(口座開設者が3月31日時点で18歳である年の前年12月末：(例)高校3年生の12月末)までは、ジュニアNISA口座から原則として払出すことができません。それ以前に払出す場合は、過去から非課税とされた譲渡益や分配金に対して払出時に課税され、ジュニアNISA口座は廃止されます。※災害時等のやむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です(ただし、この時もジュニアNISA口座は廃止されます)。●現在特定口座や一般口座で保有している投資信託をNISA口座へ移管することはできません。また、NISA口座内の残高を他の金融機関へ移管することはできません。●当行で開設するNISA口座・ジュニアNISA口座への受入れ対象となるのは、当行取扱いの公募株式投資信託に限られます(上場株式や上場投資信託(ETF・REIT)等は取扱っておりません)。●NISA口座・ジュニアNISA口座で保有している投資信託を売却しても、その投資信託を購入する際に使用した非課税投資枠の再利用はできません。また各年において年間の非課税投資枠(NISA口座：120万円、ジュニアNISA口座：80万円)に満たなかった未使用の非課税投資枠を翌年に繰越すことはできません。したがって短期間での売買等を前提とした投資には適しません。●NISA口座・ジュニアNISA口座の損失はないものとみなされ、特定口座等で保有する他の投資信託等の売却益や分配金等との損益通算はできず、その損益の繰越控除もできません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA口座・ジュニアNISA口座における制度上のメリットを享受できません。【つみたてNISAの注意点】●つみたてNISAは年内に40万円の枠を超えて買付をすることはできません。●つみたてNISAで購入等できる銘柄は、別途公表を予定しております。